

(4) 公共事業費の見直し

投資的経費の見直し

普通建設事業については、類似団体と比較して高い数値で推移しています。町の財政状況を念頭に置き、事業の目的、必要性、重要性、緊急性など費用対効果を充分検証し、事業規模の縮小、単年度負担の平準化や優先順位による事業の延伸等の検討を加え、計画的に実施し、経費抑制を行いません。

入札及び契約手法の見直し

地方公共団体は、地元優先発注による「企業の育成」「雇用の確保」「税収の確保」など地域政策的課題を持つ一方「経費削減」も図らなければならない課題もあることから、入札制度の透明性、公正性、競争性の向上を図ります。

(5) 特別会計への繰出金の縮減

公共下水・農業集落排水事業特別会計への公債費に対する繰出金が増加しています。特別会計は独立採算での運営が原則であることから、特別会計においても今後の財政の収支見通しを明示し、健全化に向けた取り組みが重要であります。当面の対策として各家庭への接続の促進を図り、使用料の増収に努めます。また、使用料金の改正については、各家庭への接続率が当初計画の目標率に達した時期に見直しを行う予定です。

国民健康保険、介護保険、老人保健等の特別会計への繰出金も増加傾向にあり、この対応については、繰出基準の徹底などにより総額の抑制を行います。

(6) 財政運営の改善と情報の開示

事務事業の評価の導入

限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究を行います。

町民への情報の提供

財政健全化計画の実施については、町民、議会、関係団体等の理解と協力が

重要かつ不可欠であるので、計画の内容や実施状況等について、広報誌への掲載やホームページ等で情報の提供を行います。

また、総務省は新たな地方公会計制度整備として地方公共団体へ複式簿記の考え方の導入を図り「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」等の財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報(町村については5年後までにこの4つの表を整備又は作成に必要な情報)を開示するよう求めようとしていることから本町もこれら4表について町財政を説明できる資料として町民にもわかりやすい形で公表し、町政運営に活用できるよう研究していく必要があります。